

平成26年度第1回吹田市医療審議会 議事録

- 1 開催日時
平成26年(2014年)6月26日(木) 午後3時30分～午後5時13分
- 2 開催場所
吹田市立保健センター研修室
- 3 出席委員
四宮眞男委員 川西克幸委員 千原耕治委員 谷口学委員 大森洋子委員
木内利明委員 黒川正夫委員 衣田誠克委員 谷口隆委員 太田勝久委員
- 4 欠席委員
大山武司委員 内藤博昭委員 金倉譲委員
- 5 市出席者
平野孝子福祉保健部長 米丸聡医療まちづくり監 乾詮保健・健康施策担当理事
齋藤昇福祉保健部次長 大嶋秀明保健センター所長
岡本一郎休日急病診療所事務長
以下、保健センター 岸敏子参事 北川幸子参事 大川雅博参事 安宅千枝主幹
村澤亮平主査 古谷全都主任 三坂幸子主任
- 6 案件
 - (1) 平成25年度事業概要・実績報告について
 - (2) 地方独立行政法人市立吹田市民病院について
 - (3) 吹田市立休日急病診療所条例の一部改正について
 - (4) 休日急病診療所の今後の在り方について
 - (5) 吹田操車場跡地を中心とした健康・医療のまちづくりについて
 - (6) その他
- 7 議事の概要 別紙のとおり

吹田市医療審議会議事の概要

会 長 案件(1)「平成25年度 事業概要・実績報告について」及び案件(2)「地方独立行政法人市立吹田市民病院について」を議題とします。事務局から説明を受けます。

事務局 —【資料1 吹田市立保健センター 事業概要・報告書】に基づき、保健センターの事業概要、実績について報告—
—【資料2 吹田市立休日急病診療所 事業概要・報告書】に基づき、休日急病診療所の事業概要、実績について報告—
—【資料3 平成25年度(2013年度) 豊能広域こども急病センター診療実績報告書】に基づき、豊能広域こども急病センターの実績について報告—
—【資料4 地方独立行政法人市立吹田市民病院について】に基づき、独法化までの経過等について報告—

会 長 ただいま、保健センター、休日急病診療所及び豊能広域こども急病センターの平成24年度の事業概要・実績報告並びに地方独立行政法人市立吹田市民病院についての説明が終わりましたが、何か御質問、御意見がございましたらお受けします。

会 長 委員、追加で御説明はございませんか。

委 員 独法化したことにより、これまで以上に運営上の責任を問われるかと思いますが、すぐに結果を出すのは困難ですので、一年ごとの計画をしっかりと立てて、部長ヒアリングや経営の見直しを行っている最中でございます。

会 長 他に御意見がないようですので、案件(3)「吹田市立休日急病診療所条例の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を受けます。

事務局 —【資料5 吹田市立休日急病診療所条例の一部改正の骨子案】に基づき、説明。

会 長 ただいま、事務局から、吹田市立休日急病診療所条例の一部改正について説明が終わりました。パブコメを募集して、9月議会に諮るとのことでございますが、何か御質問、御意見がございましたらお受けします。

会 長 御意見がないようですので、案件(4)に移りたいと思います。「休日急病診療所の今後の在り方について」ということで事務局から説明を受けたいと思いますが、これについては、市長から諮問書が出ておりますので、諮問を受けたいと思います。

事務局 ー【資料 6 休日急病診療所の在り方について】に基づき、諮問。休日急病診療所検討部会の設置について提案。

会 長 ただいま、休日急病診療所の在り方について、諮問がございました。具体的な審議を行うに当たっては、部会を設置するということで御提案いただきました。部会の設置については、前回の医療審議会において御了承をいただいておりますけれども、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、吹田市医療審議会規則第 7 条に基づいて、部会を設置してよろしいでしょうか。

<異議なし>

会 長 異議なしということですので、本審議会に部会を設置したいと思います。部会委員の指名について、事務局より説明をお願いします。

事務局 部会設置を御承認いただき、ありがとうございました。部会に属するべき委員につきましては、吹田市医療審議会規則第 7 条第 2 項により、会長が指名することとなっておりますので、会長から御指名をお願いいたします。

会 長 はい、それでは指名させていただきます。

1 号委員より、川西委員、千原委員、谷口委員、大森委員

3 号委員より、木内委員

4 号委員より、谷口委員、太田委員

そして、私も参加させていただき、8 名でお願いしたいと思います。ただいま指名させていただきました皆様方には、部会への参加をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。また、部会長につきましては、せんえつながら私の方で務めさせていただきたいと存じます。

事務局 続きまして、「『部会長職務代理者』の選出」に入らせていただきます。「部会長職務代理者」につきましては、吹田市医療審議会規則第 7 条第 5 項により、「部会長が指名する委員」となっておりますので、部会長から御指名をお願いいたします。

部会長 吹田市薬剤師会の「大森委員」を指名させていただきます。

事務局 「大森委員」お引き受けいただけますでしょうか。

<「大森委員」了承>

事務局 ありがとうございます。「部会長職務代理者」は、部会長の御指名により、「大森委員」に決定いたしました。

部会長 それでは、今後の部会の開催について、事務局からお願いします。

事務局 平成 26 年度につきましては、8 月頃に 1 回、2 月頃に 1 回、合計 2 回開催させていただきたいと考えております。8 月の日程につきましては、審議会終了後に部会委員の方々と調整させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

部会長 部会を立ち上げますけれども、部会に入られてない委員の方々も御意見をお持ちだろうと思いますので、事務局の方にぜひ御意見をお届けいただけたらなと思いますのでよろしくお願いいたします。

会 長 休日診について、委員から御意見あるようですので、御発言願います。

委 員 この件につきましては、従前から保健所の立場からお願いしてきたところですが、部会を立ち上げて御検討いただくことには異論はありません。少なくとも、いつ健康危機管理上の、例えば新型インフルエンザが起こるとも限りませんから、お示しのスケジュールのようなのんびりした形で進められると、我々としてはつらい。今後答申を受けるのはいいのですが、そこから具体的な作業に入って、いつから恒久的な場所でオープンできるのかの目途が立っていない。それについては、事務局の方から、いつオープンできるのかということをお願いいただけると我々も安心するのですが、そうではないとなると、我々も保健所の立場からしますと、医療法に基づいて、言葉は過ぎるかもしれませんが、安全上衛生上の問題ありとしてですね、開設許可、停止、そういったことまで起こり得るので、市としても御考慮いただきたいと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

事務局 委員から頂戴しました御意見を踏まえまして、スケジュール感ですとか、先の恒久的な開設場所の確保に向けての検討ですとか、担当部局として関係機関と調整しながら進めていきたいと考えております。また、その検討経過を医療審議会でご各委員に御報告していきたいと思っております。

委 員 部会で検討というのは、忙しい先生方も多く、大変ですので、市の執行部の皆さんと意見交換をしてすぐに議論を進めないかということ、前回申し上げたと思います。部会の開催は結構ですが、今後は意見を早く吸い上げて議論がスムーズに進むように、工夫をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 頂戴した御意見を尊重しまして、仕組みづくりにつきましても、努めてまいりたいと思います。

会 長 部会の委員だけではなく、審議会の委員の方々と情報交換しながら、できるだけ前倒しで、積極的に話をして進めていきたいと思っております。スペースの問題であるとか、その他非常に難しい問題があるかと思いますが、市民のための一次救急ですので、できるだけ早く達成できるようにしたいと思っております。部会についても、回数が少し増えるかもしれませんが、事務局と調整しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ほかに何か御意見ございませんか。

委 員 平成 21 年 10 月の報告書を守るかどうかについては、どのようにお考えなのですか。報告書では、総合病院併設型の休日急病診療所というように記載があります。現在、一次救急を実施するに当たって、併設型は必要ないと思っております。休日急病診療所から車で数分以内に総合病院に行けますので。ただ、過去に医療審議会で決めたことについて、今後しばらくはどうかをお聞きしたい。

会 長 併設型が望ましいということで、必ずしも併設型でないといけないというわけではございません。病院を取り巻く状況についても、報告書作成当時と変わってきておりますので、今後検討しながら進めていく課題なのかなと思っております。

委 員 休日急病診療所の開設者はどういう方ですか。

事務局 開設者は吹田市長、管理医師は本審議会の委員でございます。その他、事務局長以下、看護師、非常勤職員等で構成されております。勤務医師等につきましては、吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会等をお願いして、出務に当たっているところでございます。

委 員 休日急病診療所については、市が開設をして、管理者は、医師資格がないといけませんので、医師会から出させていただいています。運営に関しては、吹田市の全面的なバックアップのもとに、医師会、歯科医師会、薬剤師会が協力をして運営に携わっている状況でございます。

平成 21 年度の報告書ですが、ちょうど当時は病院の医師の過労問題がありました。市の一次救急については、夜間も含めて E R 的な機能を持った方がいいという意見もありましたし、ちょうど新型インフルエンザが流行った時期でもあったことから、危機管理上の問題意識という観点も踏まえて、当時の部会で検討を重ねたという経緯があります。

会 長 歯科医師会の方から御意見はございますか。

委 員 平成 21 年当時、私は委員でしたが、市民病院の移転の問題等については、医療審議会で決めるべき案件でもなかったですし、報告書の中で、総合病院のバックアップがあつてということですが、市民病院は時間外診療の数が多いというのも、市民病院の意見として出たかと記憶しています。様々な意見を踏まえて当時検討した結果、このような内容になったということだと記憶しております。ただ、また当時とは流れがかなり変わってきていますので、今回のように、暫定的に保健センターで休日診療を行う中で、今後の運営場所を検討していけばいいのかなと思います。

委 員 休日急病診療所はやはり、市民のために、市が責任をもって運営するものだと思います。一時は、休日急病診療所を廃止してもいいのではないかとという時期がありましたが、やはり市民を守るという意味でも、必要ではないかと思えます。どういう形になるかは分かりませんが、場所的にも吹田市民にとって都合のいい場所に決めていただくのがいいのかなと思います。

会 長 検討部会でできるだけ早急に検討したいと思っております。他にこの件について、御意見ないようでしたら、案件 (5)「吹田操車場跡地を中心とした健康・医療のまちづくりについて」ということで、事務局から御説明をお願いします。

事務局 ー【資料 7 吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針】に基づき、説明。

会 長 ただいま、事務局から、吹田操車場跡地を中心とした健康・医療のまちづくりについて御報告いただきました。御質問あれば、お受けします。

委 員 吹田市が健康づくり都市宣言をしてから、30 年以上が経過していますし、国循も以前から吹田市内にあったわけですね。今回御説明いただいた「健康・医療のまちづくり」を今後推進される中で、制度的に、又は予算的に吹田市にプラスになることがあるのかないのか、その点をお聞きしたい。

事務局 「移転することで」という意味でしょうか。

委 員 移転という意味ではなく、「今後事業を展開していく中で」という意味です。予算面でプラスになることがあるのでしょうか。システム面でいえば、これまでも似たようなものがあつたかと思うのですが。移転に当たって、このような基本方針が新しく出るということは、予算的、システムの新たなことが起こる可能性がなければ、これまでの延長線上だと思います。そこが明確に分かっているのかという点を聞きたい。

事務局 制度的なもの、予算的なもの、まずは事業を展開するかどうかという点につきましては、当然それは起こると思います。新規事業の展開、既存事業との連携、スクラップアンドビルドはこれから起こってくると思います。

また、これまでも既存で行ってきた健康づくりの事業についても、ひっくり返すという話ではなく、市内にあった二つの病院が、一か所に集まってくるということ、医療関連企業、研究機関が集まってくることで、当然地理的に近くなればお互いの行き来も多くなって、シナジー効果が生じることが多分にあるかと思えます。集まることによって生まれてくる何かを、市としてサポートしていくことが重要だと思っておりますし、支援をするに当たって、予算化が必要になることもあると思えます。この基本方針を定めるに当たっては、もちろん吹操跡地のまちづくりということが前提にあるわけですけれども、基本方針のタイトルには吹操とは書いてありません。あくまでも吹操でクラスターが形成されて、そこで発展的になっていくものが、そこだけで終わるのではなく、市全体に波及しないと意味がないと考えておりますので、あくまでも吹田市の基本方針という表現にしています。

委員 現時点では、あくまでプロジェクトということで、何か予算がついて、事業をやっていくということまでは言えないということでもいいのですね。

事務局 次年度の事業として予算化してやっていくためには、当然議会で予算の議決が必要になりますし、その前に庁内で揉んでいくというプロセスがありますので、現時点では基本方針になります。

委員 千葉県柏市で、似たようなまちづくりをやっていますよね。あれは国家プロジェクトとしてやっているのではなかったですか。

事務局 柏市の事例は、確か東大社研と柏市とURでやられていると記憶しています。

委員 私自身は、こういう試み自体は非常に大事なことだと思っておりますが、済生会吹田病院から2.5キロメートルの所に、大きい病院が二つも移転してくるということで、吹田市が考えている医療政策というものが一体何なのかというのを、もう一度考えていただきたい。このプロジェクト自体は、吹操跡地だけではなくもっと大きいものだと思いますので、市全体として医療政策をどうするのかということを考えないといけない。

会長 関西が医療特区に指定されましたが、国循に関してはどうなのでしょう。特区に含まれてくるのでしょうか。もしそうだとすれば、かなりの規制緩和が行われると思います。たとえば、健康増進の拠点づくりの事業の中で、薬局やコンビニでテレビ電話を使つての健康相談的なことまでできるといわれてい

と思います。実際の相談は保健師等が行うことになるかと思いますが、そういったスタッフの確保ができるのかというのが一点と、規制緩和に係る医療法の扱いがどうなるのかという点で、我々としては、地域の医療を守っている人間として、患者さんとトラブルになるようなことはできるだけ避けたいという思いがありますので。将来的な構想を決められているのなら教えていただけますか。

事務局

まず特区ですが、国際戦略総合特区というのが、資料の4ページに書かれているもので、税制優遇が主になります。現在、国循の部分と市民病院の部分の街区については編入協議中でございます。正雀下水処理場跡地をどうするかについては、現在摂津市と協議を行っている状況です。一方、国家戦略特区については、規制緩和が主になっているものでございまして、大阪府全体が指定されておりまして、要件を満たせば、おそらく事業単位で特区が認められていくことになるかと思っております。

また、御指摘いただきましたテレビ電話端末を利用した健康管理拠点拡大モデル事業につきましては、厚生労働省の補助金を活用して行う事業で、現在内示が出ておりませんので、実施できるかどうかは分かっておりません。その前提ですが、あくまでも保健師や栄養士が相談する内容は、一般的な健康相談や栄養相談であって、保健師であれば保助看法、栄養士であれば栄養士法になるかと思いますが、職域を出ない範囲の相談をしていただくという形になります。細かい相談というよりは、健康への気付きを持ってもらいたい。検診に行かれたことがない方であれば行っていただきたい。よって特区とかの規制緩和を踏まえたものではないということです。

委員

国家戦略特区につきましては、規制緩和そのものだと思いますが、その中で考えておかなければならないこととしては、高度医療を広げるための混合診療がターゲットになっているのだと思います。国循の二つの考え方として、予防と先進医療をお持ちですから、予防はいい意味での住民の健康づくりということで、予防健診部中心にお考えだと思いますが、医療に関しては、高度先進医療ということで、混合診療のことを検討されていると思いますので、今後のまちづくりの中で目指されるのではないかと思います。また、混合診療ができるのであれば、使用する薬、機器のことを企業が考えないわけではないので、企業誘致ということで、正雀下水処理場の跡地を考えるのではないかと思います。私自身もそう思っております。

事務局

国家戦略特区をどう考えるのかは国循が考えることですので、こちらで回答できるものではないのかなと思います。税制優遇については、少なくとも国循と市民病院の街区については、国際戦略特区に編入していくことになります。こちらは、要件を満たせば固定資産税が5年間かからないといったように、既

存の制度ができておりますので、要件に合致する事業者については、税制優遇がされていくものと思っております。

会 長 国際戦略総合特区の指定を受ければ、地域医療ビジョンとは関係なく動けるわけですか。

事務局 別のものと承知しております。

会 長 地域医療ビジョンの策定が関係するのでしたら、各病院との関係が出てくる可能性もあると思います。

委 員 実際にこの跡地をどのように使うかという哲学みたいなものに関しては賛成です。予防医学に関して、日本に発信するような、あるいは世界に発信するようなまちづくり、研究ということは意味があると思います。

ただ、近隣病院や地域の開業医との連携という部分において、特区の中で事業を行う分にはいいのですが、患者さんは吹田市内、近隣の市町村から来られますので、連携という部分で、まだまだ青写真ができていないのではないかなと思います。

委 員 地域の各病院、診療所でのデータのやり取りができるようなものを考えておられるのかなと思います。自分ところだけでフォローアップするとなると、外来がパンクしてしまうと思いますが、システムの中で、患者、家族がフォローアップできればいいのではないかと思います。それと、企業が来ることによって、税収が増えていいのではないかと単純に考えています。

直接関係はありませんが、吹田市というのが、比較的定住される土地柄ということで、何世代にも渡ってデータが収集しやすい地域だと聞いております。それと、市内には大きな病院が五つあるということで、数だけを見ると充実していますが、実際には小さいエリアに集積しています。一般論として、一か所に集めて競争させたらどこかが倒産するといったことになりかねないので、本当は別々の所があればいいのかなと思います。

委 員 国家戦略特区の話でネックになるのは、高度最先端医療の関係者だけでなく企業も含めて世界的な戦略を展開していかれるということですがけれども、本当に恩恵を受ける方がどれだけいるのかということです。我々は 99%ないしは 99.9%の方々を地道に診療していく。それと、予防医学を簡単に皆さん言われますけれども、概念的に完成したものではございません。まったく未知数で根拠がありません。やっていることに効果があるのかどうなのか、むやみやたらにあれこれ行うのは結局お金を無駄に使うことになってしまいます。もう少し専門家を含めて検討していく必要があるのかと思います。

また、若い世代の健康についても非常に心配しております。今後は、おそらく50歳までにかなり生活習慣病で仕事すらできなくなる人が多くなるかと思っておりますので、そういう人も見据えて検討する必要があると思っております。

会 長 これから解決していかないといけない問題はたくさんありますが、今後まちづくり会議を開催されて、問題点課題点を洗い出し、少しずつ解決していけたらと思っております。

 案件は以上でございますけれども、その他何かございましたらお願いいたします。

委 員 地方独立行政法人市立吹田市民病院の理事会について、理事会の中に薬剤部という項目がございますが、理事の数は決められているのでしょうか。9名が記載されていますか。薬剤部が理事会の中にあるので、薬局長を1名入れていただくことはできませんでしょうか。

事務局 役員の名簿については、理事長は市長が任命することとなっておりますが、それ以外は市民病院で人選を行っております。市は、理事会のメンバーについて意見できる立場ではございません。御意見を病院の方に伝えることはできますので、そのように対応させていただきたいと存じます。

会 長 理事の人数は規則か何かで決まっているのでしょうか。

委 員 人数については、理事長が1名で副理事長が3名以内、理事が6名以内となっております。最初から全部を占めるというわけではなく、どういう方に役員になっていただくのが適切かという含みを置いて、まずはこのメンバーでスタートしているのが現状でございます。

会 長 運営状況だとか評価委員会の意見を聞いて、増えることもあるかもしれませんが、現状はこのメンバーでということで御理解いただけますか。
 その他、事務局から何かございますか。

事務局 —【(仮称)吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例の検討状況について】報告

会 長 歯科医師会から何かございますか。

委 員 吹田市の歯科保健は非常に充実しているのですが、縦割り行政というか、乳幼児から学校、高齢者まで、歯科保健を充実していくに当たって、学校は教育委員会、乳幼児は保健センターで、高齢者は別のところでといったように、様々

な担当があります。法律的にも一元化されていないので、人間一人一生涯の生活の中で、口腔ケアを充実していくためには、一本化された法律があればいい。そういった経緯で、国では平成23年8月に法律が制定されております。

一方、吹田市ではこれまで非常にきっちりと事業を行っておりますので、それをさらに充実させていくうえでも、条例を制定して、ライフステージに合った形で一生涯に渡ってケアしていく。それが市民にとって望ましいことなのだろうと思います。また、健康寿命と平均寿命の差が、口腔ケアによってかなり縮まることも分かってきていますので、そういったことにも貢献できるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長

今日は活発な御意見を頂戴しました。ありがとうございました。休日急病診療所検討部会の日程につきましては、事務局で調整をさせていただきます。また、次回の医療審議会については、11月頃を考えておりますので、日程が決まり次第、委員の先生方にお知らせいたします。

それでは、そのほか御意見がなければ、本日の吹田市医療審議会を閉会します。長時間御協力をいただき、ありがとうございました。